

日本労働農民党綱領及規約

日本労働農民党綱領及規約

四、我々日本労働農民党は、日本に於ける労働者及び農民の階級を代表し、その利益を代表する。既成政党を打破し、議會の徹底的改革を期す。

本綱領は、本党の綱領である。其の趣意は、労働者及び農民の階級を代表し、その利益を代表する。既成政党を打破し、議會の徹底的改革を期す。本綱領は、本党の綱領である。其の趣意は、労働者及び農民の階級を代表し、その利益を代表する。既成政党を打破し、議會の徹底的改革を期す。

労働農民党綱領及規約

綱領

一、我等は我國の國情に即し無産階級の政治的、経済的、社會的解放の實現を期す。  
二、我等は合法的手段に依り、不公正なる土地生産分配に關する制度の改革を期す。  
三、我等は特權階級のみの利益を代表する既成政党を打破し、議會の徹底的改革を期す。

政治

政策

(一) 普通選挙の徹底。  
(二) 無産階級運動抑壓法令の改廢。  
(三) 殖民地に於ける差別の撤廢。  
(四) 軍備の縮少と兵卒待遇の改善。  
(五) 戦死癡兵繳込に依る本人並に家族の窮乏に對する國家扶養の實施。  
(六) 税制の根本的改革。特に日用品の消費税及関税の撤廢と財産税の高率累進賦課。  
(七) 國民